「令和6年能登半島地震」による災害により被害を受けた学生を対象とする 2024年度学費等減免制度について【募集要項】

令和6年能登半島地震により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本学では、学生・保証人の皆様が安心して学業を継続できるよう、今回の地震による被災状況により、2024年度の学費等を減免することとする「東京理科大学 令和6年能登半島地震に係る2024年度学費等減免制度」(以下「本制度」という。)を設けました。

本制度を希望する2024年度の新入生及び在学生は、下記の要領により手続きを行ってください。

1. 対象

学生本人又は保証人(主たる家計支持者)(以下「保証人」という。)のうち令和 6 年能登半島 地震に係る災害救助法適用地域に居住されている方で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方。

- (1) 原則として公的機関が発行する「罹災証明書」(又はその写し)が提出できる方で、被災の範囲が以下のいずれかに該当する方。
 - ① 保証人が死亡又は高度障害を負った場合(お亡くなりになられた場合は「死亡診断書」を、 高度障害を負われた場合は「診断書」を、罹災証明書に代えてご提出ください)
 - ② 本人又は保証人が居住する家屋が倒壊、焼失又は床上浸水し、その半分以上が使用不能となった場合
- (2) 保証人が以下の事由により著しい家計急変があり、学費等の納入が困難な状況にある方で、 最新の所得証明書等に記載されている収入額等が給与所得者の場合 841 万円以下、給与所得 者以外の場合 355 万円以下(いずれも課税前)である方。
 - ① 保証人が自営業又は農業に従事し、工場、店舗、田畑、作物等に甚大な被害があった場合
 - ② その他上記に相当する被害があると大学が認めた場合

令和6年能登半島地震にかかる最新の災害救助法適用地域については、内閣府のHPよりご確認ください。 リンク:災害救助法の適用状況: 防災情報のページ - 内閣府(bousai.go.jp)

2. 減免の対象となる学費等

2024 年度の入学金(2024 年度新入生に限る)、授業料、及び教育充実費又は施設設備費

3. 被災状況による学費等減免の基準

被災の範囲(前 1.)	学費等		
	入学金	授業料	施設設備費・教育充実費
(1)の場合	全額免除	全額免除	全額免除
(2)の①の場合	全額免除	全額免除	全額免除
(2)の②の場合	被災状況等により全額又は半額免除		

4. 減免の方法

(1) 2024 年度新入生

合格後の入学手続は、定められた手続き期間中に所定の入学手続時納付金(入学金相当、授業料(半期分)、教育充実費(半期分))を一旦全額納入していただきます。入学後に本学にて審査を行った後、本制度の対象者として決定しましたら、当該減免額を返金いたします。後期分の学費等減免については、改めて対象者にご案内します。

また、本学では、入学検定料の免除措置も設けておりますので、希望される場合は、以下の 案内を確認してください。

2024年度入試における自然災害により被災された受験生に対する入学検定料の免除措置について

(2) 在学生

定められた納入期限までに所定の学費等(授業料、施設設備費)を納入していただきます。本学にて審査を行った後、本制度の対象者として決定しましたら、当該減免額を返金いたします。

ただし、状況により学費等の納入が困難な場合は、所属するキャンパスの学生支援課(学生・ キャリア支援課)(以下「学生支援課」という。)までご相談ください。

5. 申請方法

(1) 申請書類

以下の書類を所属するキャンパスの学生支援課まで提出してください。

【申請者全員共通】

- ① 東京理科大学 令和6年能登半島地震に係る2024年度学費等減免制度申請書
- ② 罹災証明等の被災状況を確認できる資料
- ③ 家族全員の住民票の写し(災害救助法適用地域のみ)

【前1.の対象のうち(2)の被災状況に該当する方のみ】

- ④ 主たる家計支持者が給与所得者にあっては直近の「源泉徴収票」、給与所得者以外にあっては「確定申告書」の写し
- ⑤ 家計を一にしている方(例:父・母両方)の市区町村役場が発行する所得(課税)証明書

(2) 申請期間 : 2024年9月2日(月)まで

※ 罹災証明書等の手配に時間を要する場合も想定されますので、状況が分かり次第、学生 支援課までご相談ください。

6. 結果通知

本申請に係る審査結果は、学内ポータルサイトの CLASS 等により通知します。

7. 注意事項

国による高等教育の修学支援新制度の対象者については、修学支援新制度による授業料等の減免 を実施後の学費等に対して本制度による減免を実施します。